現 行

Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続(共通編)

Ⅲ-2 業務の適切性(共通編)

Ⅲ-2-2 金融商品事故等に対する監督上の対応

金融商品事故等(注)に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (注) 金融商品事故等とは、次のいずれかをいう。以下同じ。
 - (a) 金商業等府令第199条第7号に規定する法令等に反する行為
 - (b) 金融商品取引業者又はその役職員が告発等を受けたとき。
 - (c) その他金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す 行為又はそのおそれのある行為であって、上記(a)又は(b)に掲げる行 為に準ずるもの。

(1) 主な着眼点

① 金融商品事故等の発覚の第一報

金融商品取引業者において金融商品事故等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、金融商品取引業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。

- イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門、内部監査部門へ迅速 な報告及び取締役会等への報告を行っているか。
- ロ. 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係 機関等へ通報しているか。
- ハ. <u>事故</u>の発生部署とは独立した部署(内部監査部門等)において<u>事故</u> の調査・解明を実施しているか。

改正案

Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続(共通編)

Ⅲ-2 業務の適切性(共通編)

Ⅲ-2-2 金融商品事故等に対する監督上の対応

金融商品事故等(注)に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (注) 金融商品事故等とは、次のいずれかをいう。以下同じ。
 - (a) 金商業等府令第199条第7号に規定する法令等に反する行為
 - (b) 金融商品取引業者又はその役職員が告発等を受けたとき。
 - (c) その他金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す 行為又はそのおそれのある行為であって、上記(a)又は(b)に掲げる行 為に準ずるもの。

(1) 主な着眼点

① 金融商品事故等の発覚の第一報

金融商品取引業者において金融商品事故等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、金融商品取引業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。

- イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門、内部監査部門へ迅速 な報告及び取締役会等への報告を行っているか。
- ロ. 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係 機関等へ通報しているか。
- ハ. <u>当該事故等</u>の発生部署とは独立した部署(内部監査部門等)において当該事故等の調査・解明を実施しているか。

現	立	H 3 H 3	- 1 1 11107 (1711 - 1737		 正 案	
	12	(0)	/ m&r \	<u> </u>	-	
(2) (略)		(2)	(略)			

	7.4.宣首拍す(本編)(析旧対照衣)
現 行	改正案
Ⅳ.監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)	IV. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)
┃ Ⅳ - 3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)	 IV − 3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)
 IV − 3 − 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性	 IV − 3 − 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性
10 0 0 治験アグババイン表別本に係る未効の過剰に	10 0 加級アグルディンが引来に係る未初の過剰性
 IV-3-3-4 業務執行態勢	 IV - 3 - 3 - 4
17 - 3 - 3 - 4 未務執1] 慰労	IV 一3一3一4 未務執1] 忠労
	(d) (mtr)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(新設)	(3) 電子取引基盤運営業務に係る留意事項
	金融商品取引業者等が、金商業等府令第1条第4項第16号に掲げる電子
	取引基盤運営業務を行う場合については、第一種金融商品取引業者として
	法令等遵守の徹底を求めるとともに、店頭デリバティブ取引の公正性・透
	明性確保の観点から、以下の点に留意して監督するものとする。
	① 電子取引基盤運営業者(電子取引基盤運営業務を行う第一種金融商品
	取引業者をいう。以下同じ。)が、電子取引基盤の板上において、売付
	け及び買付けの気配等を正確に公表するための態勢・システムが確保さ
	ー れているか。また、顧客の間の交渉に基づき取引価格を決定する場合に、
	当事者から提示された売付け又は買付けの気配を正確かつ迅速に相手方
	当事者に伝達するための態勢・システムが確保されているか。
	② 電子取引基盤を使用して成立した店頭デリバティブ取引の概要につい
	て、電子取引基盤運営業者が、法令等に従い、正確かつ適時に公表する
	ための態勢・システムが確保されているか。
	特に、当該公表業務(成立した取引の公表業務)を外部委託している

	な血自114 (不帰)(利用力無数)
現 行	改正案
	場合、委託先は、公表に際して電子取引基盤運営業者(委託元)のため
	に公表していることを明らかにしているか。また、電子取引基盤運営業
	者(委託元)は、公表が法令等に従い正確かつ適時に行われるよう、外
	部委託先の選定・モニタリング等を社内規則等に基づき、適切に行って
	<u>いるか。</u>
(3) 監督手法・対応	(4)監督手法・対応
(略)	(略)
│ │IV - 4 諸手続(第一種金融商品取引業)	│ │Ⅳ—4 諸手続(第一種金融商品取引業)
The state of the s	THE STATE OF THE PARTY OF THE P
Ⅳ - 4 - 1 登録	Ⅳ - 4 - 1
	五五
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3)業務の内容及び方法を記載した書類	 (3)業務の内容及び方法を記載した書類
(3) 果物の内容及びガムを記載した音類 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引及び有価証券関連店頭デリバ	(3) 条例の内容及び方法を記載した音類 ① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引及び有価証券関連店頭デリ
ティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類において、	バティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類にお
業として行うデリバティブ取引の種類の欄にその旨が明確に記載されてい	いて、業として行うデリバティブ取引の種類の欄にその旨が明確に記載
ることを確認するものとする。	されていることを確認するものとする。
	② 電子取引基盤運営業者が、金商法第40条の7第2項に基づく公表に関
	し、公表業務を外部委託する場合には、金商業等府令第8条第6号ト(8)
	<u>「法第四十条の七第二項に基づく公表を行う方法」において、その旨及</u>
	び外部委託先が記載されていることを確認するものとする。

現	では、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	<u> </u>		正案
(4)~(6) (略)	1.	(4) ~ (6)	 (略)	
(4) (0) (40)			(#0/	
L				

現 行

Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)

Ⅲ-1 業務の適切性(登録金融機関)

登録金融機関の業務の適切性については、 $\Pi-2$ ($\Pi-2-3-4$ (2)、 $\Pi-2-6$ (1)②及び④、 $\Pi-2-8$ (3)並びに $\Pi-2-9$ を除く。)、N-1-3、N-3-1(N-3-1-2(1)、N-3-1-4(4)及びN-3-1-5を除く。)、N-3-3(N-3-3-1(1)から(3)まで、N-3-3-2(4)③から⑧まで、N-3-3-4及びN-3-3-3-4及びN-3-3-3-4及びN-3-3-3-4及びN-3-3-3-4及びN-3-3-3-40)に分場合にはこの限りでない。)、N-22及びN-21に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2(6)③イ及び口の 理論価格、並びに③口及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業 者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 改正案

Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)

Ⅲ-1 業務の適切性(登録金融機関)

なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ-3-1-2(6)③イ及び口の 理論価格、並びに③口及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業 者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

行 改正案 X. 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) X. 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者等) X-1 外国証券業者に対する基本的考え方 X-1 外国証券業者に対する基本的考え方 X-1-1 外国証券業者に関する法令の基本的考え方 X-1-1 外国証券業者に関する法令の基本的考え方 外国証券業者は、日本国内における有価証券関連業の本拠として設ける主 外国証券業者は、日本国内における有価証券関連業の本拠として設ける主 たる営業所又は事務所について登録を受けない限り、国内にある者を相手方 たる営業所又は事務所について登録を受けない限り、国内にある者を相手方 として金商法第28条第8項各号に掲げる行為(以下「有価証券関連業に係る として金商法第28条第8項各号に掲げる行為(以下「有価証券関連業に係る 行為」という。)を行うことはできない。 行為」という。)を行うことはできない。 他方、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者であっても、有価証券 他方、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者であっても、有価証券 関連業に係る行為についての勧誘をすることなく、あるいは金融商品取引業 関連業に係る行為についての勧誘をすることなく、あるいは金融商品取引業 者(第一種金融商品取引業に限る。)による代理又は媒介により、国内にある 者(第一種金融商品取引業に限る。)による代理又は媒介により、国内にある 者の注文を受けて外国からその者を相手方として有価証券関連業に係る行為 者の注文を受けて外国からその者を相手方として有価証券関連業に係る行為 を行うことについては許容されている。 を行うことについては許容されている。 また、外国証券業者は、金商法第60条第1項に基づく当局の許可を受けて、 また、外国証券業者は、金商法第60条第1項に基づく当局の許可を受けて、 国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる。当該業者 国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる。当該業者 に対しては、X-2で示す留意点を踏まえて監督するものとする。 に対しては、X-2-1で示す留意点を踏まえて監督するものとする。 (新設) X-2 業務の適切性 X-2 業務の適切性(取引所取引許可業者) X-2-1 業務の適切性(取引所取引許可業者) (略) (略) (1) (1)

(2) 事故等に対する監督上の対応

(2) 事故等に対する監督上の対応

現 行

事故等(金商業等府令第 223 条第 10 号に規定する法令等に反する行為をいう。<u>以下</u>同じ。)に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 取引所取引許可業者から事故等にかかる届出書の提出があった場合は、以下の点を確認するものとする。
 - イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門・内部監査部門への迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。
 - ロ. <u>事故</u>の発生部署とは独立した部署(内部監査部門等)において<u>事故</u> の調査・解明を実施しているか。
- ② (略)

(3) (略)

(新設)

改正案

事故等(金商業等府令第 223 条第 10 号に規定する法令等に反する行為をいう。以下(2)において同じ。)に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 取引所取引許可業者から事故等にかかる届出書の提出があった場合は、以下の点を確認するものとする。
 - イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門・内部監査部門への迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。
 - ロ. <u>当該事故等</u>の発生部署とは独立した部署(内部監査部門等)において当該事故等の調査・解明を実施しているか。
- ② (略)

(3) (略)

<u>X-2-2 業務の適切性(電子店頭デリバティブ取引等許可業者)</u>

(1) 外国の法令に準拠し、外国において店頭デリバティブ取引等を業として 行う者であって、当局の許可を得て電子店頭デリバティブ取引等業務(金 商法第60条の14第1項に規定する業務をいう。以下同じ。)を行うもの(以 下「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」という。)の業務の適切性につ いては、Ⅲ-2-1 ((1)⑤を除く。)、Ⅲ-2-4、Ⅲ-2-5 (Ⅲ-2 -5-2及びⅢ-2-5-3を除く。)、Ⅲ-2-6、Ⅲ-2-7、Ⅲ-2 -8、Ⅲ-2-9、Ⅲ-2-11、Ⅳ-3-1-1、Ⅳ-3-1-5、Ⅳ -3-1-6、Ⅳ-3-3-4 (3)に準じて検証することとする。なお、 電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、基本的に海外当局の監督下にあ ることを踏まえ、実質的に国内で求められるものと同等の業務運営がなさ

現 行	改正案
St 11	れていると認められる場合には、具体的な業務運営の方法は問わないこと
	<u>に留意する。</u>
	(2)事故等に対する監督上の対応
	事故等(金商業等府令第232条の8第10号に規定する法令等に反する行
	<u> 為をいう。以下(2)において同じ。)に対する監督上の対応については、</u>
	<u>以下のとおり取り扱うこととする。</u>
	① 電子店頭デリバティブ取引等許可業者から事故等にかかる届出書の提
	出があった場合は、以下の点を確認するものとする。
	イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門・内部監査部門への迅
	ロ. 当該事故等の発生部署とは独立した部署(内部監査部門等)におい
	て当該事故等の調査・解明を実施しているか。
	② 事故等と、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務の適切性の関
	係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。
	イ. 当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
	口. 当該事故等の内容が我が国金融商品市場にどのような影響を与える
	<u>か。</u>
	<u>ハ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u>
	二. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が
	明確化されているか。
	ホ. 当該事故等の発覚後の対応が適切か。
	_ <u>(3) 監督手法・対応</u>
	│

現 行	改正案
	ブ取引等許可業者の業務上・財務上の課題については、国内における代表
	者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて
	金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 11 の規定に
	基づく報告を求めることを通じて、電子店頭デリバティブ取引等許可業者
	における自主的な改善状況を把握することとする。また、日頃より、情報
	<u>交換の取決めを締結している海外当局との情報交換等を積極的に行うこと</u>
	<u>を通じ、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の課題の早期把握・解消に</u>
	<u>努めるものとする。なお、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の</u>
	場合には、金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の8
	第1項の規定に基づく業務改善命令や業務停止命令等の発出も含め、必要
	<u>な対応を検討するものとする。</u>
<u>X-3 諸手続(取引所取引許可業者)</u>	<u>X-3 諸手続</u>
(新設)	X-3-1 諸手続(取引所取引許可業者)
│ │ X ─ 3 ─ 1 許可	X-3-1-1 許可
-3-1に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。	-3-1に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。
(1)許可手続	(1)許可手続
①・② (略)	①・② (略)
③ 許可までの間の留意事項等	③ 許可までの間の留意事項等
イ. 許可申請者に対しては、許可されるまでは取引所取引業務を行わな	イ. 許可申請者に対しては、許可されるまでは取引所取引業務を行わな
いように注意喚起するものとする。	いように注意喚起するものとする。

現 行

口. 許可申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、 当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について 確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の 状況を確認するものとする。

なお、当該行政処分が法令遵守態勢に係る場合には、X-2で準用する $\Pi-2-1$ に留意するものとする。

⑤・⑥ (略)

(2) (略)

X-3-2 届出

取引所取引許可業者の届出については、Ⅲ-3-2(3)に準ずるほか、 以下の点に留意するものとする。

(1)・(2) (略)

X-3-3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-3に準ずるものとする。なお、Ⅲ-3-3において「支店」とあるのは、「取引所取引店」と読み替えるものとする。

(新設)

改正案

ロ. 許可申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、 当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について 確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の 状況を確認するものとする。

なお、当該行政処分が法令遵守態勢に係る場合には、X-2-1で準用する $\Pi-2-1$ に留意するものとする。

⑤・⑥ (略)

(2) (略)

X-3-1-2 届出

取引所取引許可業者の届出については、Ⅲ-3-2(3)に準ずるほか、 以下の点に留意するものとする。

(1)・(2) (略)

X-3-1-3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-3に準ずるものとする。なお、Ⅲ-3-3において「支店」とあるのは、「取引所取引店」と読み替えるものとする。

X-3-2 諸手続(電子店頭デリバティブ取引等許可業者)

X-3-2-1 許可

金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の2の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、II-3-1に準ずるほか、以下の

現 行	改正案
	点に留意するものとする。
	_(1)許可手続
	① 許可申請書の印章
	記載上の注意事項にある署名によることができる場合には、代表者が
	印章を用いる慣習がない場合が該当する。
	② 許可申請書の添付書類
	<u>イ. 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるも</u>
	<u>のとする。</u>
	<u>a.住所</u>
	<u>b. 氏名</u>
	<u>c.生年月日</u>
	口. 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者
	証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の
	写し又はこれに準ずる書面(英文等の場合には訳文を添付)は、金商
	業等府令第 232 条の 5 第 6 号に規定する「これに代わる書面」に該当
	<u>する。</u>
	③ 許可までの間の留意事項等
	イ. 許可申請者に対しては、許可されるまでは電子店頭デリバティブ取
	引等業務を行わないように注意喚起するものとする。
	口. 許可申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、
	当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について
	確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の
	状況を確認するものとする。
	なお、当該行政処分が法令等遵守態勢に係る場合には、X-2-2

- 立版向の収り末行寺内りの修りの	
現 行	改正案
	で準用するⅢ-2-1に留意するものとする。
	<u>④</u> 許可申請者への通知
	金商法第 60 条の 14 第1項の許可を行った場合は、許可通知書を許可
	申請者に交付するものとする。
	<u>⑤</u> <u>許可の拒否</u>
	イ. 許可を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して異議申
	立てできる旨を記載した許可拒否通知書を許可申請者に交付するもの
	<u>とする。</u>
	口. 許可拒否通知書には、拒否の理由に該当する金商法第 60 条の 14 第
	2項において準用する金商法第60条の3第1項各号のうちの該当する
	<u>号又は許可申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記</u>
	載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に
	<u>明らかにするものとする。</u>
	_(2)審査事項
	① 法人形態の項目
	金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の3第1項
	第1号イに規定する取締役会設置会社と同種類の法人であるか否かの審
	査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点
	を確認するものとする。
	<u>イ. 意思決定機関として、複数の役職員からなる合議機関を設置してい</u>
	ロ. 意思決定機関の体制は、参加者それぞれの牽制が働き、電子店頭デ
	リバティブ取引等許可業者の経営が特定の役員の意思に左右されるこ
	とがないよう配慮されたものとなっているか。

現 行	改正案
	<u>ハ. 代表者は、複数の役職員による合議等により定めることとされてい</u>
	<u>るか。</u>
	二. 内部管理部門から営業部門等に対し、適切に牽制が働く体制が整備
	<u>されているか。</u>
	ホ. 独立した内部監査部門又は外部監査人等により、監査が有効に行わ
	れる体制が整備されているか。
	② 体制審査の項目
	金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の3第1項
	第1号ルに規定する、電子店頭デリバティブ取引等業務を適確に遂行す
	<u>るに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、許</u>
	可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとす
	<u>る。</u>
	イ. その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人
	の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を
	適正に遂行することができると認められるか。
	a. 経営者及び常務に従事する役員が、その経歴及び能力等に照らし
	<u>て、電子店頭デリバティブ取引等業務を公正かつ的確に遂行するこ</u>
	とができる十分な資質を有していること。
	b. 常勤役職員の中に、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で
	<u>示している業務運営の適切性の着眼点の内容を理解し、実行するに</u>
	<u>足る知識・経験、及び電子店頭デリバティブ取引等業務の公正かつ</u>
	<u>適確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する</u>
	十分な知識・経験を有する者が確保されていること。
	<u>c. 電子店頭デリバティブ取引等業務の適確な遂行に必要な人員が適</u>
	切な部門に配置され、内部管理等の責任者が営業部門から独立して

現	改正案
19	配置されるなど、適正に業務を遂行できる組織体制、人員構成にあ
	<u>ること。</u>
	d. 電子店頭デリバティブ取引等店(金商法第60条の14第2項にお
	いて準用する金商法第60条の2第1項第3号に規定する電子店頭デ
	リバティブ取引等店をいう。以下同じ。) それぞれに、電子店頭デリ
	バティブ取引等と同種類の取引に係る業務を1年以上行っている常
	<u>勤役職員が複数確保されていること。</u>
	e. 電子店頭デリバティブ取引等業務について、次に掲げる体制整備
	が可能な要員の確保が図られていること。
	i)帳簿書類・報告書等の作成、管理
	ii)電算システム管理
	iii)顧客管理
	iv)苦情・トラブル処理
	<u>v)内部監査</u>
	<u>vi)研修</u>
	f. 日本における代表者として、監督当局による報告徴求等に対し、
	電子店頭デリバティブ取引等店や本店と適切に連携を図り、的確に
	対応できる者が選任されていること。
	ロ. 以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は電子店頭デリバティ
	ブ取引等業務を行う使用人のうちに、電子店頭デリバティブ取引等業
	務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリ
	バティブ取引等許可業者の信用を失墜させるおそれがあると認められ
	<u>ることはないか。</u>
	a. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令
	の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を

現	改正案
- जर 1 J	2. ± 2.
	含む。)に処せられたこと。
	b. 禁固以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ
	たこと(特に、刑法第 246 条から第 250 条まで(詐欺、電子計算機
	使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪に問われた場合に留
	<u>意すること)。</u>
	③ <u>その他</u>
	<u>イ. 金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の3第1</u>
	項第1号ロの審査にあたっては、本店及び電子店頭デリバティブ取引
	等店が所在する全ての国において登録等を受けていることを、添付資
	料や、必要に応じて、海外当局との情報の提供に関する取決めなどを
	用いて確認するものとする。
	口. 金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の3第1
	項第2号の審査に当たっては、海外当局への連絡等を通じて、我が国
	が行う調査協力の要請に応ずる旨の海外当局による保証の実効性を確
	<u>認するものとする。</u>
	<u>X-3-2-2 届出</u>
	電子店頭デリバティブ取引等許可業者の届出については、Ⅲ-3-2(3)
	に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。
	電子店頭デリバティブ取引等許可業者から金商法第 60 条の 14 第 2 項にお
	いて準用する金商法第60条の5第1項及び第2項の規定に基づく届出書を受
	理した場合には、当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者に対して、国内
	における代表者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必
	要に応じて金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 11
	の規定に基づく報告を求めることを通じて、その内容及び適切性を把握・確

	グ 血 目 1日 川 (个 州 / (村 I I I) 駅 久 /
現 行	改正案
	<u>認することとする。また、重大・悪質な法令等違反行為があると認められる</u>
	等の場合には、金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の
	8 第 1 項に基づく許可の取消しや業務停止命令等の発出も含め、必要な対応
	を検討するものとする。
	X-3-2-3 業務に関する帳簿書類関係
	業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-
	3に準ずるものとする。なお、Ⅲ-3-3において「支店」とあるのは、「電
	子店頭デリバティブ取引等店」と読み替えるものとする。
	<u> </u>